

沿岸広域振興局長告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和5年4月21日

沿岸広域振興局長 工 藤 直 樹

訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370300600	ロツツ株式会社	訪問リハビリステーションさんぽ大船渡	大船渡市赤崎町字諏訪前42番地26 リバーサイド諏訪前B棟2階	令和5年3月31日
0371000258	ロツツ株式会社	訪問リハビリステーションさんぽ	陸前高田市高田町字館の沖303番地 1 アバッセたかた専門店街	〃